

農林水産省新ガイドラインによる表示

特別栽培米

節 減 対 象 農 薬 : 当地比5割減
化学肥料(窒素成分) : 当地比5割減

栽培責任者 JAみやぎ登米 営農部 米穀課
住 所 宮城県登米市迫町佐沼字中江三丁目9番地の1
連 絡 先 Tel 0220-23-1601

確認責任者 JAみやぎ登米 営農部 米穀検査課
住 所 宮城県登米市中田町上沼字新田68番地の1
連 絡 先 Tel 0220-34-7681

精米確認者 タカラ米穀株式会社 営業部
住 所 宮城県富谷市成田九丁目3番地2
連 絡 先 Tel 022-351-6731

節減対象農薬の使用状況

使用資材名	用途	使用回数
ヒドロキシイソキサゾール	殺菌	1回
ピロキロン	殺菌	1回
ピリミスルファン	除草	1回
フェノキサスルホン	除草	1回
フェンキトリオン	除草	1回
チアメトキサム	殺虫	1回
エチプロール	殺虫	1回
シアントラニリプロール	殺虫	1回